

道路交通法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係） 一 一般違反行為に付する基礎点数 一般違反行為の種類	警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過（二十以上二十五未満）、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、追越自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、しや断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使用等（交通の危険）、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）	二点 （略）	点数 （略）
二・三（略）	（略）	（略）	（略）

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

改正前

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係） 一 一般違反行為に付する基礎点数 一般違反行為の種類	警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過（二十以上二十五未満）、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、しや断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐車違反（駐車禁止場所等）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使用等（交通の危険）、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）	二点 （略）	点数 （略）
二・三（略）	（略）	（略）	（略）

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

- 1 (略)
- 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合(二の114から123までに規定する行為をした場合を除く。)には、次に定めるところによる。
 - (1)・(ロ) (略)
 - 3 二の114から123までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。
- 二 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。
 - 1 (略)
 - 2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為(125に規定する行為を除く。)をいう。
 - 3 8 (略)
 - 9 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、4に規定する状態で運転している場合における23から43まで、45から59まで又は61から113までに規定する行為をいう。
 - 10 32 (略)
 - 33 「高速自動車国道等車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為(高速自動車国道等におけるものに限る。)をいう。
 - 34 69 (略)
 - 70 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為(33に規定する行為を除く。)をいう。
 - 71 79 (略)
 - 80 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条又は第四十九条の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち19及び43に規定するものを除く。)のうち、44に規定する行為以外のものをいう。

- 1 (略)
- 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合(二の113から122までに規定する行為をした場合を除く。)には、次に定めるところによる。
 - (1)・(ロ) (略)
 - 3 二の113から122までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。
- 二 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。
 - 1 (略)
 - 2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為(124に規定する行為を除く。)をいう。
 - 3 8 (略)
 - 9 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、4に規定する状態で運転している場合における23から42まで、44から58まで又は60から112までに規定する行為をいう。
 - 10 32 (略)
 - 33 68 (略)
 - 69 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為をいう。
 - 70 78 (略)
 - 79 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条又は第四十九条の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち19及び42に規定するものを除く。)のうち、43に規定する行為以外のものをいう。

89| 81|
88| (略)

「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（45|に規定する行為を除く。）をいう。

90| 94|
(略)

「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（47|に規定する行為を除く。）をいう。

101| 96|
100| (略)

「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（52|に規定する場合を除く。）をいう。

116| 102|
115| (略)

「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。118|及び120|において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷者が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

122| 117|
121| (略)

「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、116|、118|及び120|に規定する行為以外のものをいう。

88| 80|
87| (略)

「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（44|に規定する行為を除く。）をいう。

94| 89|
93| (略)

「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（46|に規定する行為を除く。）をいう。

100| 95|
99| (略)

「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（51|に規定する場合を除く。）をいう。

115| 101|
114| (略)

「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。117|及び119|において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷者が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

121| 116|
120| (略)

「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、115|、117|及び119|に規定する行為以外のものをいう。

123|
126| (略)

別表第六(第四十五条関係)

反則行為の種類	車両等の種類	反則金の額
(略)	(略)	(略)
十二 速度超過(十五未満)、信号無視(赤色等)、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、携帯電話使用等(交通の危険)、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反	大型車 普通車 二輪車 原付車	一万二千円 九千円 七千円 六千円

備考(略)

122|
125| (略)

別表第六(第四十五条関係)

反則行為の種類	車両等の種類	反則金の額
(略)	(略)	(略)
十二 速度超過(十五未満)、信号無視(赤色等)、通行区分違反、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、携帯電話使用等(交通の危険)、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反	大型車 普通車 二輪車 原付車	一万二千円 九千円 七千円 六千円

備考(略)